



## 頭髪規制——「地毛証明書」に 関連して

「校則」とは何か。『生徒指導提要』(文部科学省)によれば、「校則」とは、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律とされている。要するに、児童生徒が学校生活を過ごし、成長していくための行動指針が校則であり、この内容を各学校が定めているのである。そして、数多くの高等学校において、その校則の中に頭髪や服装、装飾品といった児童生徒の容姿に関する校則が児童生徒の規律維持を目的として定められている。

さて、一昔前の話となるが、その当時の報道において、中学校の廊下にビニールテープが均等に貼られ、生徒が廊下を歩く際の1歩の幅が指導されている学校があった。学校内の至るところにビニールテープが貼られている光景 자체、奇異に感じるが、生徒の身長などを全く度外視し「画一的に規律すること」が何を目的とするものであるのか明確に答えることができる父兄や教育関係者はなかなかいないであろう。ところで、平成29年5月9日にな

された松野博一文部科学大臣の記者会見録で分かつたことであるが、「東京都立高等学校の約60%の学校が、入学時に生徒から「地毛証明書」を提出させている」という。「地毛証明書」とは、髪の毛を染めていたり、パーマをあてたりしていないかどうかを確認するために、生徒に対して、「自分は髪を加工していませんよ」と証明させる書類である。東京都立高等学校であったかどうかは定かではないが、その際、年少児の写真まで添付させて、「このとおり昔の髪の毛と一緒にですよ」と証明させる学校もあったと聞く。

このような対応を数多くの都立の高等学校が採用している背景には、集団生活の規律維持のため、「日本人＝黒毛で直毛」という固定観念の基準を設け、その基準に違反しているような身体的特徴が認められる生徒は規律違反者であるが、「生まれつき」であれば、例外的に規律違反対象者とせず、学生指導の対象者からは「すす」という発想があるであろう。しかし、学校が生徒に対し、自らの身体的特徴を書

面にて証明させることはやり過ぎで、あると考えている。各クラスの担任の教師が入学時に気になる生徒がいたのであれば、口頭で確認すれば足りるだけのことであろうと思う。

どのような経緯があつたのかについては、これから民事訴訟手続きの中で明らかになつていくことを大いに期待しているが、仮に、そのような事実経緯があつたとした場合、学

校側の対応は教育者に値せず、單なる不合理な固定観念を強引に押しつけるものでしかない。そもそも、頭髪の規律など、赤色や黄色に髪の毛を染めるなどの奇抜な色合いを除けば、緩やかに規律する程度の色であり、その旨、事前に学校側にがなされた。報道によれば、その女性高校生は生まれつき髪の毛が茶色であり、その旨、事前に学校側に母親を通じて伝えていたが、黒く染めなければ登校させないと学校側から指導され、その後、黒く染めても「染め方が足りない」と頻繁に指導され続け、黒く染めなければ授業にも出席させなかつたことなどから、女子生徒はその後、過呼吸になり不登校になつたという。さらに、学校側は黒く染めなければ文化祭や修学旅行にも参加させないなど

あるがゆえに、他の生徒と異なつて高等学校3年間を通じて髪の毛を黒色に染め続けさせることは絶対に許されない。また、頭髪の規律と授業への出席や修学旅行の参加の是非とはまったく無関係であるにもかかわらず、これを工サにして女子生徒に髪の毛を染めるよう強いことは、もはや、ならず者の暴力の類いであると言わざるを得ない。